

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」を「放課後等デイサービスをいう」の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう）に、「同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十五条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十二条中「、規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十六条中「第四十六条」を「第四十五条の二」に改める。

第五十七条中「、規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十一条中「第四十六条」を「第四十五条の二」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六十五条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十条中「第四十四条」の下に「、第四十五条、第四十六条」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。